

桐生市新本庁舎建設工事
総合評価落札方式による
条件付き一般競争入札（事後審査方式）

結果報告書



令和 5 年 3 月

桐生市

《目次》

1	施工者選定の趣旨及び目的	1
2	工事概要	2
3	総合評価落札方式	2
4	桐生市建設工事総合評価落札方式審査委員会	3
5	入札公告兼入札説明書	4
6	落札者決定の経緯	9
7	落札者の主な提案内容	10
8	審査講評(総評)	11

1 施工者選定の趣旨及び目的

現本庁舎は、大規模な地震が発生した場合には倒壊や崩壊の危険性が高く、発生頻度は極めて低いですが理論上起こり得る最大の大雨では、現庁舎の非常用発電機は地下にあり、浸水によって業務継続が困難となる可能性もあり、防災拠点としての役割を果たすことが難しい状況です。また、老朽化に伴う建物や設備の劣化は、通常業務においても支障をきたす可能性があるため、市民や市議会、職員との意見交換を行いながら、桐生市の歴史や風土を踏まえた桐生らしさを取り入れ、庁舎整備事業を推進しています。

「桐生市新本庁舎建設工事」においては、昨今の原油及び資材の高騰や歴史的な円安、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大、ロシア連邦によるウクライナ侵攻などに起因した多くの課題があるなかで、資材や設備機器の供給確保、計画期間内の事業完了、工事責任の明確化を目的とし、建築主体工事や機械設備工事、電気設備工事の一括発注に至りました。

今回、選定を行う施工者には、免震工法を含めた高度な施工技術力や安全管理能力、コスト管理能力、工程管理能力のみならず、今までの取り組みと同様に各方面の意見を取り入れる柔軟さや、庁舎機能における業務の効率性や利便性への配慮、防災機能及び耐震性能の確保、建物の長寿命化や環境性能への配慮、また、市内経済への波及効果や市内企業の育成を推進し、市民に親しまれる新しい庁舎を実現することが求められています。

これらの点を踏まえ、総合評価落札方式による条件付き一般競争入札（事後審査方式）により施工者の選定を行うことにしました。

なお、「桐生市新本庁舎建設工事」の発注方法については、令和4年1月に「桐生市本庁舎整備事業発注支援業務」を株式会社久米設計に委託し、工事発注方式（一括／分離）及び業者選定方式（価格競争／総合評価）等の検討支援を受けて進めました。

また、総合評価落札方式の検討にあたっても、同じく、株式会社久米設計に令和4年5月から「桐生市建設工事総合評価落札方式審査委員会」の支援や落札者決定基準等の検討支援などを受け、公平・公正な業者選定ができるよう検討を進めました。



工事概要

工事名	桐生市新本庁舎建設工事	
工事場所	桐生市織姫町1番1号	
工期	令和4年12月22日から令和6年10月31日まで	
工事概要	敷地面積	14,302.45 m ²
	用途地域	近隣商業地域
	建蔽率	80%
	容積率	200%
	主要用途	事務所（市庁舎）
	建築面積	3,388.60 m ²
	延べ面積	12,185.76 m ²
	規模	地上5階
	構造形式	免震構造（基礎免震）
	構造種別	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造
	付属建築物	ごみ庫 29.29 m ²
予定価格	6,790,470,000 円(消費税を含まない価格)	
調査基準価格	6,247,232,400 円(消費税を含まない価格)	

3 総合評価落札方式

(1) 総合評価落札方式の導入

公共工事に関しては、厳しい財政状況の下、公共投資が減少する中で、その受注をめぐる競争が激化し著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となり、価格と品質（技術力等）が総合的に優れた内容の契約がなされることを基本理念とした「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年4月1日に施行されました。

桐生市では、平成22年2月1日に「桐生市建設工事総合評価落札方式試行要領」を施行し、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づいて総合評価落札方式による入札を実施しています。

これまでの総合評価落札方式による入札によって様々な経験や成果を得るとともに国や他の地方公共団体における事例の研究なども踏まえ、令和3年8月から総合評価落札方式の本格的な導入に関する検討を行い、令和4年6月7日に「桐生市建設工事総合評価落札方式執行要綱」を施行し、総合評価落札方式による入札の推進を図ることにしました。

(2) 桐生市建設工事総合評価落札方式審査委員会の設置

地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項に規定された落札者決定基準及び落札者の決定（落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見する必要がある場合に限る）に関する学識経験者からの意見聴取を行うため、令和4年4月1日に「桐生市建設工事総合評価落札方式審査委員会設置要綱」を施行し、「桐生市建設工事総合評価落札方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置しました。

審査委員については、総合評価落札方式や入札・契約などの関係法令に精通しているとともに他の地方公共団体での社会活動なども踏まえ選定しました。

委員名簿

役職	氏名	所属・役職
委員長	宮崎 均	前橋工科大学 名誉教授
委員	青木 正人	青木正人法律事務所 弁護士
委員	杉田 琢己	群馬県 県土整備部 建築課長

(3) 桐生市契約等業者指名選考委員会規程の改正

総合評価落札方式による評価を行うため、令和4年7月1日に「桐生市契約等業者指名選考委員会規程」の改正を行い、桐生市契約等業者指名選考委員会（以下「指名選考委員会」という。）の任務に総合評価落札方式の技術提案に関する評価を加えるとともに評価を行う委員を副市長、総務部長、共創企画部長、都市整備部長、水道局長としました。

4 桐生市建設工事総合評価落札方式審査委員会

(1) 第1回審査委員会

ア 開催日

令和4年4月27日

イ 出席委員

宮崎委員長、青木委員、杉田委員

ウ 議題

(ア) 委員長の互選

(イ) 桐生市建設工事総合評価落札方式執行要綱(案)について

(2) 第2回審査委員会（書面開催）

ア 開催日

令和4年5月27日

イ 出席委員

宮崎委員長、青木委員、杉田委員

ウ 議題

(ア) 桐生市建設工事総合評価落札方式執行要綱(案)について

(3) 第3回審査委員会

ア 開催日

令和4年7月1日

イ 出席委員

宮崎委員長、青木委員、杉田委員

ウ 議題

(ア) 入札公告兼入札説明書（案）について

(4) 第4回審査委員会

ア 開催日

令和4年10月20日

イ 出席委員

宮崎委員長、杉田委員

ウ 議題

(ア) 落札者の決定について

5 入札公告兼入札説明書

落札者決定基準が含まれる入札公告兼入札説明書については、審査委員会へ意見聴取を行い、指名選考委員会の審査を経て、決定しました。

(1) 入札参加資格要件

共同企業体の結成要件	ア 構成員数は3又は4者とし、共同企業体の代表者1者と、代表者以外の構成員の組合せとする。 イ 共同企業体の結成は、自由意思に委ねる自主結成方式とする。ただし、共同企業体の構成員は、同時に他の共同企業体の構成員になることはできない。
共同企業体の構成員共通の資格	ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者又は同条第2項各号の規定に基づく本市への入札参加の制限を受けていない者であること。 イ 桐生市暴力団排除条例（平成24年3月26日 桐生市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。 ウ 桐生市請負業者等指名停止措置要綱（平成2年4月1日施行）第2条の規定による指名停止期間中の者でないこと。 エ 入札に参加しようとする者の間に資本若しくは人事面において、次のいずれにも関連がある者でないこと。 (ア) 親会社と子会社の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者。 (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている者。 (ウ) 上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者。 オ 設計業務の受注者である株式会社久米設計と資本若しくは人事面において次のいずれにも関連がある者でないこと。 (ア) 株式会社久米設計の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。 (イ) 建設業者の代表権を有する役員が、株式会社久米設計の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。 カ 建設業法第27条の23の規定により経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定値の通知（当該工事に係る請負契約を締結する予定の日の1年7か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に発せられたものに限る。）を有している者であること。 キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又

	は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、本市の令和４・５年度建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者。）であること。 ク 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき、建築一式工事について建設業の許可を受けている者であること。 ケ 建築一式工事で、令和４・５年度桐生市建設工事競争入札参加資格有資格者の認定を受けていること。 コ 監理技術者又は主任技術者及び現場代理人は、入札日前 3 ヶ月以上継続して雇用している者に限る。
共同企業体の代表者の資格	ア 群馬県内に建設業法に基づき設置された本社または営業所を有していること。 イ 建設業法に基づく経営事項審査に係る総合評定通知書の建築一式の総合評定値（本公告日現在で有効かつ最新のもの）が、1,300 点以上であること。 ウ 次に掲げるいずれかの資格を有するものを監理技術者として専任で配置できること。 ・一級建築施工管理技士 ・一級建築士 エ 出資比率は、構成員中最大（同比率である場合を含む。）とする。
共同企業体の代表者以外の構成員の資格	ア 桐生市内に建設業法に基づき設置された本社を有していること。 イ 建築工事で令和４・５年度桐生市建設工事競争入札参加資格有資格者として A 又は B 等級に格付けされていること。なお、B 等級に格付けされる構成員の数は、代表者以外の構成員の過半数に達してはならない。 ウ 桐生市発注の建築一式工事の施工実績を有していること。
構成員の出資比率	均等割の 10 分の 6 以上の出資比率とする。

（２） 総合評価点の算定方法

総合評価では「入札価格」と「技術提案及び実績」の二つの面から評価を行い、価格評価点配点が 70 点、技術評価点配点が 30 点の合計 100 点で評価することにしました。

価格評価点と技術評価点の配点比率については、90：10 から 60：40 の間で検討し、価格を重視しつつも品質も考慮した 70：30 の配分とする事が妥当であるとの結論に至りました。

なお、総合評価点の算出は、価格と技術提案をそれぞれ分離して評価し、評価結果を分かり易く明示できるため、加算方式を採用しました。

（３） 価格評価点の算定方法

価格評価点は、入札価格を次の算式に従って算定することにしました。

なお、算定にあたっては、小数点以下第 4 位を四捨五入し、小数点第 3 位までを求めることにしました。

価格評価点＝配点(70 点)－100×（入札価格－調査基準価格）÷予定価格

価格評価点の算定方法については、入札価格が調査基準価格と同額で満点となり、極端な価格競争下において、ダンピングによる品質低下を防ぐことが期待できる A 案 [配点(70 点)－100×（入札価格－調査基準価格）÷予定価格]、最低入札価格で入札した参加者が満点となる B 案 [配点(70 点)×参加者中の最低入札価格÷参加者の入札価格] で検討を行い、ダンピング防止の

観点から A 案を採用しました。

(4) 評価項目及び配点

品質を確保したうえでの令和 7 年度末までに現本庁舎の解体工事や外構工事を含めた庁舎整備事業の完了、周辺地域の安全や住環境の確保、地域経済や地域活性化の観点から評価項目及び配点を決定しました。

なお、算定にあたっては、項目ごとに委員の採点の平均点について小数点以下第 4 位を四捨五入し、小数点第 3 位までを求めることにしました。

ア 企業に関する評価

評価項目	評価基準		評価点	配点
施工実績	平成 24 年 4 月 1 日から公告日前日までに、国又は地方公共団体における延床面積が 5,000 m ² 以上の免震構造建築物の施工実績を評価する。 (共同企業体の構成員としての施工実績を含む) ※上記期間内に完成年月日が属する工事を対象とする。 ※共同企業体の代表者の実績を対象とする。	延床面積が 5,000 m ² 以上の庁舎施設の実績あり	2.0 点	2 点
		延床面積が 5,000 m ² 以上の庁舎施設以外の実績あり	1.0 点	
		実績なし	0 点	
ISO の取得	ISO9001 (品質管理に対する取り組み) 及び ISO14001 (環境に対する取り組み) の取得を評価する。 ※共同企業体の代表者を対象とする。	ISO9001 及び ISO14001 を取得	1.0 点	1 点
		ISO9001 もしくは ISO14001 を取得	0.5 点	
		取得なし	0 点	

イ 配置予定技術者の技術能力に関する評価

評価項目	評価基準		評価点	配点
優良工事表彰の受賞	過去 3 年度間に主任技術者又は監理技術者として携わった建築一式工事において、国、群馬県、桐生市の優良工事表彰の受賞の有無を評価する。(共同企業体の構成員としての受賞実績を含む) ※評価対象は共同企業体の全構成員とし、評価点に出資比率を乗じた配点の合計により算出する。 計算式：評価点×出資比率の 合計	受賞歴あり	2.0 点	2 点
		受賞歴なし	0 点	
施工経験	平成 24 年 4 月 1 日から公告日前日までに、国又は地方公共団体における延床面積が 5,000 m ² 以上の免震構	延床面積が 5,000 m ² 以上の庁舎施設の実績あり	2.0 点	2 点

	造建築物の施工実績を評価する。 (共同企業体の構成員としての施工実績を含む)	延床面積が 5,000 m ² 以上の庁舎施設以外の実績あり	1.0 点	
	※上記期間内に完成年月日が属する工事を対象とする。 ※共同企業体の代表者の技術者における実績を対象とする。 ※配置技術者の途中交代は、原則として認めない。	実績なし	0 点	

ウ 技術提案に関する評価

評価項目	評価基準		評価点	配点
地域経済貢献 (工事関連)	市内下請への発注について、具体的な金額を提案する。実施状況を証明する方法を具体的に記載する。 ※施工体制台帳に記載する全ての下請契約を対象とするが、市内下請企業同士が重層関係にある場合は、上位層への発注額のみを対象とする。 ※市内下請とは、事業所（建設業法に基づく本店、支店または営業所）が桐生市の住所を有し、当該住所を確認できるものとする。 ※共同企業体の元請受注額は対象外とする	具体的な金額を記載し、提案金額の根拠、実現するための具体策及び、工期中における実施状況を証明する方法が具体的に提案されているか。 提案金額の根拠、実現するための具体策及び工期中における実施状況を証明する方法に具体性がない場合や、証明方法の明示がないものは評価の対象としません。	提案金額 ÷ 入札参加者の最高提案金額 × 配点	5 点
地域経済貢献 (資材等関連)	市内調達の実施について、具体的な金額を提案する。実施状況を証明する方法を具体的に記載する。 ※市内企業に発注する建設資材および市内の建設業者以外の業種への発注額（業務委託や物品購入等）を対象とし、市内下請契約額に含まれる資材は除く。 ※市内企業とは、事業所（本店、支店、営業所、店舗など）が桐生市の住所を有し、当該住所を確認できるものとする。 (例)	具体的な金額を記載し、提案金額の根拠、実現するための具体策及び、工期中における実施状況を証明する方法が具体的に提案されているか。 提案金額の根拠、実現するための具体策及び工期中における実施状況を証明する方法に具体性がない	提案金額 ÷ 入札参加者の最高提案金額 × 配点	5 点

	・現場で使用する建設資材全般 ・市内での燃料の調達 ・桐生市内での消費についての提案(食事・宿泊等)	場合や、証明方法の明示がないものは評価の対象としません。		
地域活性化	市内企業との連携やその他地域経済活性化に資する取組について具体的な実施方法を提案する。 例) ・市内企業の技術力向上のための具体的方策 ・地域経済活性化を目的とした地域との協働事業など	A:非常に優れた提案	5.0 点	5 点
		B:優れた提案	3.0 点	
		C:標準的な提案	1.0 点	
		D:標準より劣る提案 又は評価できる提案がない	0 点	
工期短縮	想定工期を短縮するような具体的な施工計画を提案する。 ・工事着手から完成までの工程管理方法の工夫を具体的に記述しているか。 ・マイルストーン、クリティカル・パスが明確化されているか。 ・詳細工程が記載され、進捗管理方法について具体的な記述があるか。 ・敷地内の限られたスペースを効率的に利用した仮設計画に基づく合理的な工程管理が提案されているか。	A:非常に優れた提案	4.0 点	4 点
		B:優れた提案	2.0 点	
		C:標準的な提案	1.0 点	
		D:標準より劣る提案 又は評価できる提案がない	0 点	
安全対策	工事現場及びその周辺地域における確実な安全対策の具体的な実施方法を提案する。 ※警察など関係機関との協議が必要である交通規制などの提案は実現性が不明確のため、評価の対象外とする	A:非常に優れた提案	2.0 点	2 点
		B:優れた提案	1.0 点	
		C:標準的な提案	0.5 点	
		D:標準より劣る提案 又は評価できる提案がない	0 点	
環境対策	良好な周辺環境を維持するための振動、騒音、粉塵等による影響を低減させる具体的な実施方法を提案する。	A:非常に優れた提案	2.0 点	2 点
		B:優れた提案	1.0 点	
		C:標準的な提案	0.5 点	
		D:標準より劣る提案 又は評価できる提案がない	0 点	

(5) 評価内容の担保

評価項目算定資料に関する確実な履行を担保するため、入札公告兼入札説明書に以下を明示しました。

- ア 評価項目算定資料は設計図書の一部（契約内容の一部）とし、発注者の指示により実施しないものを除き、評価項目算定資料にある提案事項は全て履行確認の対象とする。
- イ 受注者の責により提出された技術資料の内容を満たすことができなかった場合は、再度の施工又は補修するものとする。
- ウ 再度の施工又は補修が困難あるいは合理的ではない場合、不履行となった評価項目の配点に応じた請負代金（配点 1.0 点を請負代金の 1 %に相当させた金額。ただし 5%を上限とする。）を減額し、更に工事成績点を減ずる。

6 落札者決定の経緯

中立かつ公平な審査を行うため、入札書の開札まで入札参加者を匿名にした上で評価を行いました。

(1) 共同企業体資格審査の確認及び電子入札システムによる入札参加申請手続

令和 4 年 7 月 28 日から 9 月 8 日までの間、本入札の共同企業体資格審査の確認及び電子入札システムによる入札参加申請手続を受付した結果、「佐田・平澤・坂本・サン桐生市新本庁舎建設工事特定建設工事共同企業体」及び「関東・吉田・桐生・野村桐生市新本庁舎建設工事特定建設工事共同企業体」の 2 者から申請があり、共同企業体の結成要件に関する審査のうえ、両者とも入札参加を認めました。

(2) 評価項目算定資料の提出

令和 4 年 9 月 20 日から 9 月 30 日までの間、評価項目算定資料の提出を受付し、提出順に「佐田・平澤・坂本・サン桐生市新本庁舎建設工事特定建設工事共同企業体」を A 者、「関東・吉田・桐生・野村桐生市新本庁舎建設工事特定建設工事共同企業体」を B 者としました。

(3) 評価項目算定資料の評価

ア 技術提案に関する評価

令和 4 年 10 月 12 日に提案内容の審査段階で生じた疑問点等に関する事前質疑書を送付しました。

令和 4 年 10 月 17 日に臨時第 2 回指名選考委員会を開催し、ヒアリング及び事前質疑書への回答を確認のうえ評価を行いました。

イ 企業及び配置予定技術者の技術能力に関する評価

令和 4 年 10 月 18 日に第 7 回指名選考委員会を開催し、評価を行いました。

同時に技術評価点が確定しました。

入札参加者		佐田・平澤・坂本・サン桐生市新本庁舎建設工事特定建設工事共同企業体	関東・吉田・桐生・野村桐生市新本庁舎建設工事特定建設工事共同企業体
企業に関する評価	施工実績	0.000 点	1.000 点
	ISO の取得	1.000 点	1.000 点
配置予定技術	優良工事表彰の受賞	1.400 点	0.600 点

者の技術能力 に関する評価	施工経験	0.000 点	0.000 点
技術提案に関 する評価	地域経済貢献 (工事関連)	2.226 点	5.000 点
	地域経済貢献 (資材等関連)	4.792 点	5.000 点
	地域活性化	1.000 点	2.200 点
	工期短縮	1.000 点	2.000 点
	安全対策	0.500 点	0.700 点
	環境対策	0.600 点	0.900 点
技術評価点		12.518 点	18.400 点

(4) 落札候補者の決定

令和4年10月19日に建築住宅課立会いの下、「ぐんま電子入札共同システム」による入札書の開札を実施し、積算内訳書の確認を行いました。

価格評価点の算定を行ったうえで技術評価点を合算し、総合評価点の算定を行った結果、最も点数の高かった「関東・吉田・桐生・野村桐生市新本庁舎建設工事特定建設工事共同企業体」を落札候補者に決定しました。

入札参加者	佐田・平澤・坂本・サン 桐生市新本庁舎建設工事 特定建設工事共同企業体	関東・吉田・桐生・野村 桐生市新本庁舎建設工事 特定建設工事共同企業体
入札価格(消費税を含まない価格)	6,247,232,400 円	6,247,232,400 円
価格評価点	70.000 点	70.000 点
技術評価点	12.518 点	18.400 点
総合評価点	82.518 点	88.400 点
順位	2 位	1 位

(5) 落札者の決定

開札終了後、速やかに落札候補者の入札参加資格の審査を行った結果、入札参加資格を有することの確認ができたため、「関東・吉田・桐生・野村桐生市新本庁舎建設工事特定建設工事共同企業体」を落札者として決定し、令和4年10月21日に入札参加者へ通知を行いました。

7 落札者の主な提案内容

(1) 地域経済貢献（工事関連）

ア 電気設備工事や機械設備工事など約 38 億 4,000 万円の市内下請に工事発注する提案

(2) 地域経済貢献（資材等関連）

ア 生コンクリートや鉄筋等の建設資材約 4 億円の市内調達する提案

イ 燃料や事務用品の購入、交通誘導を含めた各種委託業務、作業員の飲食及び宿泊、作業服のクリーニングなど約 1 億 1,000 万円の市内調達する提案

(3) 地域活性化

- ア 桐生市内建設企業3社との特定建設工事共同企業体による技術力の向上や建設キャリアアップシステムの活用の推進、人材の育成を見据えた取り組みの実施、現場見学会など市内企業との連携に関する提案
- イ 桐生市民への工事進捗情報の発信や桐生市の特産品アピール、堀マラソンの運営ボランティアへの協力、桐生八木節まつり終了後の清掃参加、降雪の際の周辺道路及び歩道の除雪作業など地域経済活性化に資する取組に関する提案

(4) 工期短縮

- ア 免震装置の早期発注やタワークレーンの2基設置、山留H鋼杭の打ち込みの増員、現場打ちコンクリートのPca化(工場製作プレストレストコンクリート)、工程遅延基準の設定、工程遅延を起こさない社内バックアップ体制などに関する提案

(5) 安全対策

- ア 大型重機の搬入時間の調整や病院、商店街、学校等、人や車の交通量の多い箇所のハザード区域設定、危険予知マップ作成などによる工事車両通行時の安全対策に関する提案
- イ 各ゲート前に交通誘導員を午前7時から8時30分まで各1名、午前8時30分以降は各2名の配置や午前7時30分から8時30分までの搬出入車両の出入禁止、仮囲いに3luxを確保した道路照明設置など周辺環境の安全対策に関する提案

(6) 環境対策

- ア 80dBの管理値(法規制は85dB以下)を設定し、騒音対策重機、工具、発電機等の超低騒音・低振動型の使用やアイドリング、無駄な空ぶかし、高速運転等の禁止などによる騒音対策に関する提案
- イ 70dBの管理値(法規制は75dB以下)を設定し、作業所内の走行速度10Km/h以下や現場内の段差を減らす、トラックスケールと目視確認による過積載を防止など振動対策に関する提案
- ウ 現場作業員全員による週1回の現場内及び現場周辺通路の一斉清掃やプランター設置、地下水及び汚濁水の排出防止など周辺環境対策に関する提案

8 審査講評(総評)

新本庁舎は、災害時には災害対策本部を設置し、迅速な市民への情報提供や早急な災害対策にあたるなど、災害対応の司令塔となる施設であり、また、現在地は公共交通機関の利便性が良く、桐生市のほぼ中心にあり、道路網の整備状況からみても、市内のどこからでも来やすい位置にあることから、市街地の活性化にも資する施設となるといえる。

そのため、桐生市新本庁舎建設工事は、価格と技術力が総合的に優れた事業者との契約が強く望まれたことから、総合評価落札方式による条件付き一般競争入札(事後審査方式)により落札者を決定した。

また、桐生市契約等業者指名選考委員会では、中立性・公平性の確保に留意し、全ての評価は、入札参加者名を伏せて行うとともに、技術提案については、評価基準に基づき、厳正に評価を行った。

各入札参加者の提案は、いずれも高度な技術力を持ち、施工方法や市内企業の活用など、桐生市が掲げた基本的な考え方を踏まえた、民間事業者ならではの創意工夫が随所に見られ、真摯な取組による魅力的で優れた内容であり、総じて高いレベルでの評価となった。

今回、総合評価落札方式による施工者選定を実施したことによって、地域経済貢献や地域活性化、工期短縮、さらには事業費の縮減が実現されたことは大きな収穫であり、桐生市にとって非常に有意義な

結果となった。

落札者には、長期にわたる大規模な工事を適切かつ確実に実施していただくとともに、技術提案評価においても高い評価を得たことから、その評価に応じて技術力を発揮し、施工及び技術提案内容の履行に誠実に取り組むことを期待する。

最後に、提案に関する準備が長期間にわたり、作業も膨大であったと推察されるが、高い水準の提案の作成に取り組まれた入札参加者の熱意と誠実な姿勢を高く評価するとともに深く感謝を申し上げる次第である。

令和4年10月21日

桐生市契約等業者指名選考委員会
委員長 森山 享大

《 参 考 》

1 日 程

令和4年4月1日	桐生市建設工事総合評価落札方式審査委員会設置要綱施行
令和4年4月12日	臨時第1回指名選考委員会 ・ 桐生市新本庁舎建設工事の工事区分について ・ 桐生市建設工事総合評価落札方式の執行について
令和4年4月27日	第1回桐生市建設工事総合評価落札方式審査委員会 ・ 委員長の互選 ・ 桐生市建設工事総合評価落札方式執行要綱(案)について
令和4年5月27日	第2回桐生市建設工事総合評価落札方式審査委員会（書面開催） ・ 桐生市建設工事総合評価落札方式執行要綱（案）について
令和4年6月7日	桐生市建設工事総合評価落札方式執行要綱施行 桐生市建設工事総合評価落札方式試行要領廃止
令和4年7月1日	桐生市契約等業者指名選考委員会規程の改正 第3回桐生市建設工事総合評価落札方式審査委員会 ・ 入札公告兼入札説明書（案）について
令和4年7月21日	第4回指名選考委員会 ・ 入札公告兼入札説明書の審査
令和4年7月27日	入札公告兼入札説明書の決定
令和4年7月28日	入札公告
令和4年7月28日 ～ 令和4年9月8日	入札参加申請受付 ・ 共同企業体入札参加資格申請書等の受付 ・ 電子入札システムによる入札参加申請の受付
令和4年9月16日	競争入札参加確認通知書発行（事後審査方式のため、暫定的に「有」として通知）及びヒアリング実施通知
令和4年9月20日 ～ 令和4年9月30日	評価項目算定資料の受付
令和4年10月3日	ヒアリング日程通知
令和4年10月3日 ～ 令和4年10月7日	入札書受付
令和4年10月12日	事前質疑通知
令和4年10月17日	臨時第2回指名選考委員会 ・ 技術提案に関する評価（ヒアリング）
令和4年10月18日	第7回指名選考委員会 ・ 桐生市新本庁舎建設工事の技術評価点の結果について
令和4年10月19日	開札及び総合評価点の算定

令和 4 年 10 月 20 日	第 4 回桐生市建設工事総合評価落札方式審査委員会 ・落札者の決定について
令和 4 年 10 月 21 日	落札者決定の通知
令和 4 年 10 月 26 日	仮契約
令和 4 年 12 月 21 日	本契約

2 フローチャート

